

## 米国の鉄鋼輸入制限の動きについて

○ドイツ ハンブルグで7月7-8日に行われたG20サミットにおいても、米国が実施に向けて検討を進めている1962年通商拡大法第232条(19.U.S.C.1862)に基づく鉄鋼製品等の輸入調整措置に関心が集まった。

8日に発表された共同宣言では、「我々は、杭州サミットによりマンデートを与えられ、OECDにより支援される鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラムの構成国に対し、情報共有と協力の強化に関するコミットメントを2017年8月までに達成し、かつ、鉄鋼の過剰生産能力を減少させる具体的な政策的解決策を速やかに構築するよう呼びかける。我々は、目に見える迅速な政策行動の基礎として、2017年11月までに、具体的な政策的解決策を含む実質的な報告がなされることを、また、2018年中に進捗をフォローアップする報告がなされることを期待する」と述べられている。

○世界最大の鉄鋼輸入国である米国の鉄鋼輸入量は、2016年30.1百万トンとなっており、2014年40.3百万トン、2015年35.4百万トンを下回っており、また米国内の鉄鋼指標価格も、2015年末を底値に上昇しており、暴落前の2014年末の水準近くまで回復している。

米国は110か国・地域から鉄鋼を輸入しているが、輸入量の81%を占める上位10か国は、カナダ17%、ブラジル13%、韓国12%、メキシコ9%、トルコ7%、日本7%、ロシア6%、ドイツ4%、台湾3%、ベトナム3%となっている。

○このような状況にある中で、商務省は、トランプ大統領の要請により、1962年通商拡大法第232条(19.U.S.C.1862)に基づき、6月末を期限(法律上の調査期限は270日間)として、4月19日に鉄鋼製品、26日にアルミニウム製品についてこれらの輸入が米国の安全保障に及ぼす影響調査を開始した。この調査は、オバースター下院議員(民・ミネソタ)及びスタパック下院議員(民・ミネソタ)の要請により、2001年2月1日に開始し、米国の安全保障に対する脅威なしと判断された鉄鉱石及び鉄の半製品に関する調査後、初めてのものである。

なお商務省の影響調査の期限は6月末となっていたが、政権内部の調整が続いている模様で、未だ発表されていない。

○232条調査については、これまで26件の調査が行われているが、米国の安全保障の脅威と認定されたのは石油関連の8件のみとなっている。

ただ米国の安全保障の脅威と認定されなかった場合でも、例えば全米機械器具製造業者協会から申請のあった金属加工機械については、大統領は、輸入調

整措置の決定を延期するとともに、日本及び台湾との工作機械輸出の自主規制措置を交渉するようとの指示を出し、最終的に工作機械の対米輸出自主規制措置は、1987年1月1日から93年10月末まで実施された経緯がある。

石油(原油・精製品)	商務長官	3/24/2000	措置の必要なし
石油(原油・精製品)	米国独立系石油協会	2/16/1995	措置の必要なし
石油(原油・精製品)	全米エネルギー安全保障委員会(独立系石油業者)	1/3/1989	措置の必要なし
リビア産原油	大統領	3/11/1982	リビア産原油の禁輸
鉱物性燃料(原油・精製品、天然ガス、コールタール)	財務長官	11/14/1979	イラン産の全ての鉱物性燃料の輸入終了
鉱物性燃料(原油・精製品、天然ガス、コールタール)	財務長官	3/29/1979	鉱物性燃料の輸入手数料の維持。ただし WTO 違反となり、撤回
鉱物性燃料(原油・精製品、天然ガス、コールタール)	財務長官	1/30/1975	鉱物性燃料の輸入手数料の代替制度の導入
鉱物性燃料(原油・精製品、天然ガス、コールタール)	鉱物性燃料政策委員会	4/19/1973	鉱物性燃料の輸入関税の停止するとともに、輸入割当を許可手数料に転換

資料：商務省

○1962年通商拡大法第232条による輸入調整措置の実施までの手順は、次のとおりである。

- ①商務長官は、1962年通商拡大法第232条(b)(1)(A)の規定に基づき、省庁の長官の要請、利害関係者の申請又は自らの発議に基づき、速やかに米国の安全保障に及ぼす影響に関する調査を開始しなければならない。
- ②商務長官は、同条(b)(3)(A)の規定に基づき、調査開始から270日以内に、報告書—調査結果と大統領による対応を求めるか否かを含む大統領への提言—を大統領に提出しなければならない。
- ③大統領は、同条(c)(1)(A)の規定に基づき、報告書の受理後90日以内に、商務省の決定に同意するか否かを判断し、同意するのであれば、当該物品及び派

製品の輸入の調整措置の内容及び期間を決定しなければならない。

- ④大統領は、同条(c)(1)(B)の規定に基づき、②の決定後 15 日以内に、当該物品及び派製品の輸入の調整措置を実施しなければならない。
- ⑤大統領は、同条(c)(2)の規定に基づき、②の決定後 30 日以内に、決定の理由を書面で議会に提出しなければならない。
- ⑥大統領は、同条(c)(3)の規定に基づき、取るべき措置が輸入又は輸出を制限する協定の交渉である場合において、③の決定後 180 日以内に合意されていないとき、又は締結された合意が実施されていないとき若しくは効果的に実施されていないときは、輸入を調整するために必要な、その他の措置を講じなければならない。